

# 環境美化等推進団体報奨金制度について

環境美化活動を行なう団体に対し、報奨金を支払う制度です。

団体登録できる条件について (1) ~ (3) のいずれか

- (1) 市民で構成された団体（自治会、子ども会、老人会等）
- (2) 市内に店舗を有し、現に営業を行っている者で構成された団体
- (3) その他市長が認める団体

## 対象となる活動



ごみ集積所の維持管理



地域の美化清掃活動



集団資源回収の実施



その他、ごみやリサイクルについての勉強会や清掃施設の見学会等

## 報奨金額について（平成31年度）

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| 1 集積所維持管理 | 1カ所につき1,000円(年額)  |
| 2 美化清掃    | 2回目以降、1回につき1,000円 |
| 3 資源回収    | 1回につき2,000円       |
| 4 その他の活動  | 計画内容に応じて市が定める額    |

※報奨金額には、上限があります。

団体登録をして  
活動計画書を提出



計画書に基づいて  
活動を実施



活動報告書を提出  
報奨金が支払われる



## STEP.1 団体登録をしよう（原則として3月中）

環境美化等推進団体として登録をする際は、申請書を提出して下さい。登録は、年度ごとに必要です。

※登録開始日は4月1日、7月1日、10月1日、1月1日です。  
希望する登録開始日の前日までに申請してください。登録開始日以前の活動は報奨金の対象にはなりません。

## STEP.2 活動計画書を提出しよう（団体登録と同時）

団体登録申請に伴い、活動計画書の提出が必要です。どのような活動をする予定なのかを計画書に記載して下さい。

集積所の維持管理をする場合には、どの集積所の維持管理を行うのかも記入ください。

※計画書に記載のない活動には、報奨金をお支払いできない場合があります。

## STEP.3 活動をしよう（登録した年度中）

活動計画書に記載した活動を行います。

団体による美化活動の際には写真を撮影する、集団資源回収の際の仕切り書を保存しておくなど、報告書を作成する際に必要となるものもありますので、事前に確認のうえ、活動してください。

## STEP.4 活動報告書を提出しよう（登録した年度末まで）

活動内容を活動報告書に記載し提出してください。

活動によっては、報告書に添付する書類があります。

その活動に基づき、3月末日までに報奨金請求書を出していただき、4月上旬に審査を行ない、4月末頃にお支払します。